

<反対討論>

無所属の神原宏一郎です。ただいまより、市議案第64号から市議案第79号のうち、市議案第74号にのみ反対し、その他の議案には賛成することを申し上げて反対討論を行います。

市議案第74号豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定についてですが、これは地方税法の改正に伴うものだと伺っていますが、何点かの改正のうち、上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る軽減税率の適用期限をこれまでの「2008年度まで」から「2009年度まで」と1年延長することについて私は賛成できません。

上場株式等の譲渡所得は、本来の税率20%のところ、軽減税率10%としており、今回期限がくるために、適用期限を1年延長するとの事ですが、なぜ、今、株式の取引をする方の税の優遇を延長するかが理解できないのです。

その理由としては、単純に株式を取引できる方は比較的生活に余裕のある方だと推測されること。昨年の段階で、政府は経済状況の改善を理由に、期限が来たらこの軽減税率の適用を廃止するとしていたこと。一方で、実際に経済状況が回復してきたとの理由から、今年度で恒久的減税が完全廃止されていること。軽減税率の適用期限の延長により、あくまで2006年度決算ベースですが、上場株式等の譲渡益にかかる税収が約2億8000万円、配当所得にかかる税収が約2億1000万円それぞれ減り、合計で約4億9000万円も市税収入が減ると見込まれていることが挙げられます。

現在の市の財政状況や減税措置の継続を決定する基準の不明確さを考えると、市議案第74号には賛成できません。

以上述べた理由により、市議案第64号から市議案第79号のうち、市議案第74号にのみ反対し、その他の議案には賛成することを申し上げ、討論を終わります。